平成２５年（フ）第９３０号
神戸市垂水区山手８丁目３番５―103号、従前の住所神戸市垂水区乙木３丁目１番30―204号
債務者　沖　　京子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７７号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番16―504号、従前の住所神戸市北区八多町中1014番地
債務者　松原　正幸
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７８号
神戸市北区鹿の子台北町２丁目７番16―504号、従前の住所神戸市北区八多町中1014番地
債務者　松原　美花
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２号
神戸市東灘区本山南町４丁目３番４―303号
債務者　福山　信代
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３０号
神戸市須磨区緑が丘２丁目11番１号
債務者　津留　　幸
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2189番地
債務者　福田　敏朗
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８号
佐賀県伊万里市脇田町1171番地７
債務者　牧山多恵子（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１号
岩手県下閉伊郡岩泉町門字下見内川９番地１
債務者　稲荷平まち子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２６年（フ）第３８号
熊本市中央区大江３丁目10番６―203号　日宝セシール大江、前住所熊本市中央区新町１丁目６番８号　セントラルヴィラ201号室
債務者　松浦　正憲
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５５６５号
大阪市北区大淀南３―５―１
債務者　三輪　一茶（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８８６号
大阪市生野区新今里４丁目８番６―803号
債務者　松尾　　斉
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８９号
大阪府東大阪市源氏ケ丘21番１号
債務者　山本一郎こと　金　　在鍾
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７１号
大阪府吹田市川園町60番３―207号
債務者　芳村　知樹
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９３号
大阪府東大阪市永和２丁目７番30号　小阪病院
債務者　新堂　隆人
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１９号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　長澤　　恵
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２１号
大阪府箕面市稲２丁目７番29号　102号
債務者　上野　真嗣
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８号
大阪市城東区今福東３丁目４番９―507号
債務者　盛岡　弘行
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで　大阪地方裁判所第６民事部